



みらかホールディングス株式会社

証券コード：4544

第69回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都新宿区 西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル本館5階
「コンコード」

※開催会場が前回と異なりますので、
お間違いのないようご注意ください。

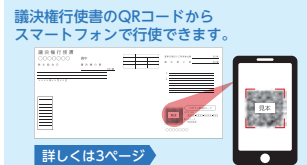
議案

取締役7名選任の件

目次

第69回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
（添付書類）	
事業報告	13
連結貸借対照表	51
連結損益計算書	52
連結株主資本等変動計算書	53
貸借対照表	54
損益計算書	55
株主資本等変動計算書	56
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	57
会計監査人の監査報告書	58
監査委員会の監査報告書	59

株主総会会場ご案内図 裏表紙



みらかグループは、
医療における新しい価値の創造を通じて、
人々の健康に貢献します。

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼
申し上げます。

第69回定時株主総会を6月21日（金曜日）に開催いたします
ので、ここに「招集ご通知」をお届けいたします。2018年4月
1日から2019年3月31日までの当社の決算ならびに事業の概況
についてご報告申し上げますと共に、本総会の決議事項をお知
らせいたします。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援
とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

取締役代表執行役社長 **竹内 成和**



第69回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、〔書面またはインターネットによる議決権行使について〕（3頁）に従いまして、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月21日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）				
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 本館5階「コンコード」 （開催会場が前回と異なりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。）				
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>議 案 取締役7名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	議 案 取締役7名選任の件
報告事項	1. 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	議 案 取締役7名選任の件				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- 株主総会参考書類および事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.miraca.com/>）に掲載させていただきます。

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.miraca.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に含まれる連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査委員会が監査報告を作成するに際してそれぞれ監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

書面またはインターネットによる議決権行使について

書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

書面による議決権行使の場合



行使期限 2019年6月20日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

インターネットによる議決権行使の場合



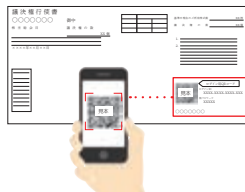
行使期限 2019年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

I. インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

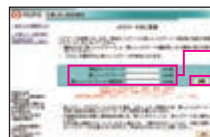
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

II. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前記I. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案 | 取締役7名選任の件

現任取締役7名は、全員本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	属性	現在の当社における地位・担当 (注1)	在任年数	取締役会出席状況
1	たけうち しげかず 竹内 成和	再任	取締役、代表執行役社長 指名委員会 委員 報酬委員会 委員	3年	100% 13/13回
2	きたむら なおき 北村 直樹	再任	取締役、執行役	1年	100% 10/10回 (注2)
3	あおやま しげひろ 青山 繁弘	再任 社外	取締役 指名委員会 委員	1年	90% 9/10回 (注2)
4	あまの ふとみち 天野 太道	再任 社外	取締役 監査委員会 委員長	2年	100% 13/13回
5	いしぐろ みゆき 石黒 美幸	再任 社外	取締役 報酬委員会 委員長 監査委員会 委員	6年	100% 13/13回
6	いとう りょうじ 伊藤 良二	再任 社外	取締役 指名委員会 委員長 報酬委員会 委員	5年	100% 13/13回
7	やまうち すすむ 山内 進	再任 社外	取締役 監査委員会 委員	2年	100% 13/13回

- (注) 1. 上記取締役候補者の地位は本定時株主総会時のものであります。
2. 北村直樹氏、青山繁弘氏は、2018年6月22日付で取締役に就任したため、就任以降の出席状況となります。

**所有する当会社株式の数**

8,759株

取締役在任年数

3年

取締役会出席率

100% (13回／13回)

指名委員会出席率

100% (6回／6回)

報酬委員会出席率

100% (7回／7回)

略歴、地位、担当

1976年 4月 (株)C B S・ソニー (現 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント) 入社
 1997年 2月 (株)ソニー・ミュージックアーティスツ 代表取締役社長
 2000年 2月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント 経営企画本部本部長
 2000年 6月 同社 コーポレート・エグゼクティブ
 2002年10月 (株)エスエムイー・ビジュアルワークス (現 (株)アニプレックス) 代表取締役
 2006年 6月 (株)ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント 代表取締役会長
 2007年 6月 (株)ソニー・放送メディア 取締役会長
 2009年10月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株) 入社
 2010年 6月 同社 代表取締役C F O
 2016年 6月 当社 取締役代表執行役副社長
 富士レビオ(株) 取締役 (現任)
 2016年10月 当社 取締役代表執行役社長 (現任)
 (株)エスアールエル 取締役 (現任)
 2017年 4月 富士レビオ・ホールディングス(株) 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)エスアールエル 取締役
 富士レビオ・ホールディングス(株) 取締役
 富士レビオ(株) 取締役

※上記3社はいずれも当社の連結子会社です。

取締役候補者とした理由

竹内成和氏は2016年に当社代表執行役社長兼グループCEOに就任以来、当社および当社グループの経営を統括してまいりました。当社グループの成長の実現には、同氏がこれまで培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づくリーダーシップが必要であり、当社の取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。なお、同氏の在任期間は本株主総会終結の時をもって3年間であります。

(注)

1. 竹内成和氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 総会終了後の取締役会における決議を経て、指名委員会および報酬委員会の各委員に選定する予定です。



所有する当会社株式の数

4, 4 1 3 株

取締役在任年数

1 年

取締役会出席率

1 0 0 % (10回／10回)

※北村直樹氏は、2018年6月22日付で取締役に就任したため、就任以降の出席状況となります。

略歴、地位、担当

1993年 4月 ソニー(株) 入社
 1996年 6月 Sony International (Singapore) (現 Sony Electronics (Singapore)) 出向
 2004年 7月 Sony Corporation of America 出向
 2008年 4月 ソネットエンタテインメント(株)
 (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 経営企画部長
 2011年 9月 当社 入社 経営戦略部長
 2011年11月 (株)エスアールエル 取締役
 2013年 6月 当社 執行役 (現任)
 2015年 2月 Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC Chairman and CEO
 2015年 6月 同社 Chairman (現任)
 2016年 7月 Miraca Life Sciences, Inc. CEO
 2017年 4月 富士レビオ・ホールディングス(株) 監査役 (現任)
 2017年 6月 (株)エスアールエル 取締役 (現任)
 2017年10月 Miraca America, Inc. CEO (現任)
 SRL (Hong Kong) Ltd Director (現任)
 2018年 6月 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)エスアールエル 取締役
 富士レビオ・ホールディングス(株) 監査役
 Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC Chairman
 Miraca America, Inc. CEO
 SRL (Hong Kong) Ltd Director

※上記5社はいずれも当社の連結子会社または持分法適用関連会社です。

取締役候補者とした理由

北村直樹氏は、2011年に経営戦略部長として当社に入社、2013年より執行役に就任しております。同氏は長年にわたり、財務、経営企画、経営戦略などの分野に携わり、豊富な知識とグローバルな観点での幅広い経験を有することから、取締役として適任であると判断し、候補者としたしました。なお、同氏の在任期間は本株主総会終結の時をもって1年間です。

(注)

1. 北村直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



所有する当会社株式の数

0株

取締役在任年数

1年

取締役会出席率

90% (9回/10回)

指名委員会出席率

80% (4回/5回)

※青山繁弘氏は、2018年6月22日付で取締役及び指名委員会委員に就任したため、就任以降の出席状況となります。

略歴、地位、担当

1969年 4月 サントリー(株) 入社
 1994年 3月 同社 取締役洋酒事業部長
 1999年 3月 同社 常務取締役マーケティング部門・宣伝事業部担当営業推進本部長
 2001年 3月 同社 常務取締役経営企画本部長
 2003年 3月 同社 専務取締役経営企画本部長
 2005年 9月 同社 専務取締役酒類カンパニー社長
 2006年 3月 同社 取締役副社長酒類カンパニー社長
 2009年 2月 サントリーホールディングス(株) 取締役副社長
 2010年 3月 同社 代表取締役副社長
 2014年10月 同社 代表取締役副会長
 2015年 4月 同社 最高顧問
 2015年 6月 公益財団法人流通経済研究所 理事長 (現任)
 2016年 6月 (株)高松コンストラクショングループ 社外取締役 (現任)
 富士重工(株) (現・(株)SUBARU) 社外取締役 (現任)
 2018年 4月 サントリーホールディングス(株) 特別顧問
 2018年 6月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)高松コンストラクショングループ 社外取締役
 (株)SUBARU 社外取締役
 公益財団法人流通経済研究所 理事長

社外取締役候補者とした理由

青山繁弘氏は、サントリーホールディングス株式会社の経営に長年にわたって携われ、その中で培われた企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく提言は当社にとって貴重であり、当社の社外取締役として適任であると判断し、候補者となりました。なお、同氏の在任期間は本株主総会終結の時をもって1年間であります。

(注)

1. 青山繁弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青山繁弘氏は、社外取締役候補者であり、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の要件を満たしております。
3. 青山繁弘氏は、当社の独立性判断基準（12頁）に定める独立性の要件を満たしております。
4. 独立役員の届け出について
当社は青山繁弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあると認められる類型には該当していません。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は現任の社外取締役と責任限定契約を締結しております。契約の内容は「責任限定契約に関する事項」（45頁）に記載のとおりであります。
6. 総会終了後の取締役会における決議を経て、指名委員会の委員に選定する予定です。



略歴、地位、担当

1977年11月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
 1989年 6月 同社社員（パートナー）就任
 1995年11月 Deloitte & Touche LLPロサンゼルス事務所勤務
 2002年 9月 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所経営企画職務担当就任
 2004年 6月 同社東京事務所経営執行社員補佐 兼 経営企画職務総括就任
 2007年 6月 同社経営会議メンバー就任
 同社東日本ブロック本部長 兼 東京事務所長就任
 2010年11月 同社グループCEO 兼 監査法人包括代表就任
 Deloitte Touche Tohmatsu Limited エグゼクティブメンバー就任
 2015年12月 有限責任監査法人トーマツ退職
 2016年 1月 天野太道公認会計士事務所を開業登録（現任）
 2017年 6月 当社 社外取締役（現任）

所有する当会社株式の数

0株

取締役在任年数

2年

取締役会出席率

100%（13回／13回）

監査委員会出席率

100%（18回／18回）

重要な兼職の状況

天野太道公認会計士事務所

社外取締役候補者とした理由

天野太道氏は、公認会計士として監査ならびに有限責任監査法人トーマツの経営に長年にわたって携われ、その中で培われた会計の専門家としての豊富な知見を当社の経営に活かしていただける専門家であり、当社の社外取締役として適任であると判断し、候補者となりました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって2年間であります。

(注)

1. 天野太道氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 天野太道氏は、社外取締役候補者であり、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の要件を満たしております。
3. 天野太道氏は、当社の独立性判断基準（12頁）に定める独立性の要件を満たしております。
4. 独立役員の届け出について
当社は天野太道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあると認められる類型には該当していません。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は現任の社外取締役と責任限定契約を締結しております。契約の内容は「責任限定契約に関する事項」（45頁）に記載のとおりであります。
6. 総会終了後の取締役会における決議を経て、監査委員会の委員に選定する予定です。



略歴、地位、担当

1991年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
常松 築瀬 関根法律事務所入所
1999年 1月 同事務所パートナー
2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー（現任）
2006年 6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株)
（現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)）取締役
2013年 6月 当社 社外取締役（現任）
2016年 2月 電波監理審議会委員
2016年 4月 一橋大学経営協議会委員（現任）
2016年 9月 レーザーテック(株) 社外監査役（現任）
2017年 6月 (株)ベネッセホールディングス 社外監査役（現任）
2018年 4月 東京弁護士会 副会長

所有する当会社株式の数

0株

取締役在任年数

6年

取締役会出席率

100%（13回／13回）

報酬委員会出席率

100%（7回／7回）

監査委員会出席率

94%（17回／18回）

重要な兼職の状況

長島・大野・常松法律事務所 パートナー
一橋大学経営協議会委員
レーザーテック(株) 社外監査役
(株)ベネッセホールディングス 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

石黒美幸氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、企業法務に精通した法律家としての視点より、当社経営陣に対してご意見をいただける専門家であり当社の社外取締役として適任であると判断し、候補者いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって6年間であります。

(注)

1. 石黒美幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石黒美幸氏は、社外取締役候補者であり、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の要件を満たしております。
3. 石黒美幸氏は、当社の独立性判断基準（12頁）に定める独立性の要件を満たしております。
4. 独立役員の届け出について
石黒美幸氏は、3. に掲げる理由から独立性の高い取締役と認識しておりますが、同氏が所属する弁護士事務所においては、所属弁護士が社外役員となる場合に独立役員としての届け出を行えない旨の方針により、当社は同氏を独立役員として指定しておりません。なお、同氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあると認められる類型には該当しておりません。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は現任の社外取締役と責任限定契約を締結しております。契約の内容は「責任限定契約に関する事項」（45頁）に記載のとおりであります。
6. 総会終了後の取締役会における決議を経て、監査委員会および報酬委員会の各委員に選定する予定です。



略歴、地位、担当

1979年 7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
 1984年 1月 同社パートナー
 1988年 6月 UCC上島珈琲(株) 取締役
 1990年 9月 シュローダー・ベンチャーズ 代表取締役
 1997年11月 ベイン・アンド・カンパニー ディレクター
 1999年 9月 慶應義塾大学 総合政策学部 特別招聘教授
 2000年 5月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授（現任）
 2001年 1月 ベイン・アンド・カンパニー 日本支社長
 2006年 4月 (株)プラネットプラン 代表取締役（現任）
 2010年 4月 横浜市立大学 客員教授
 2012年 5月 (株)レナウン 取締役
 2012年10月 ビジネス・ブレークスルー大学 教授（非常勤）
 2014年 6月 サトーホールディングス(株) 社外取締役（現任）
 当社 社外取締役（現任）

所有する当会社株式の数

200株

取締役在任年数

5年

取締役会出席率

100%（13回／13回）

指名委員会出席率

100%（6回／6回）

報酬委員会出席率

100%（7回／7回）

重要な兼職の状況

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授
 (株)プラネットプラン 代表取締役
 サトーホールディングス(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

伊藤良二氏は、政策・メディア研究について大学院で教鞭をとられている教授であり、かつ、経営コンサルタント・事業会社経営者としての豊富な経験の中で培われた見識を当社の経営に活かしていただける専門家であり、社外取締役として適任であると判断し、候補者となりました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって5年間であります。

(注)

- 伊藤良二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 伊藤良二氏は、社外取締役候補者であり、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の要件を満たしております。
- 伊藤良二氏は、当社の独立性判断基準（12頁）に定める独立性の要件を満たしております。
- 独立役員の届け出について
当社は伊藤良二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあると認められる類型には該当していません。
- 社外取締役との責任限定契約について
当社は現任の社外取締役と責任限定契約を締結しております。契約の内容は「責任限定契約に関する事項」（45頁）に記載のとおりであります。
- 総会終了後の取締役会における決議を経て、指名委員会および報酬委員会の各委員に選定する予定です。



略歴、地位、担当

1977年 4月 成城大学法学部助手
 1988年 4月 成城大学法学部教授
 1990年 4月 一橋大学法学部教授
 2004年 4月 一橋大学大学院法学研究科長・法学部長
 2005年 4月 法文化学会理事長
 2006年12月 一橋大学理事・副学長
 2010年12月 一橋大学長
 2012年 5月 産学協働人材育成円卓会議委員
 2014年12月 一橋大学名誉教授（現任）
 2015年 5月 堀科学芸術振興財団評議員（現任）
 2015年 9月 中国人民大学法学院客員教授
 中国人民大学法学院発展顧問委員会委員（現任）
 2017年 4月 教科用図書検定調査審議会会長（現任）
 2017年 6月 当社 社外取締役（現任）
 2018年12月 リーディング・スキル・テスト(株) 社外取締役（現任）

所有する当会社株式の数

500株

取締役在任年数

2年

取締役会出席率

100%（13回／13回）

監査委員会出席率

100%（18回／18回）

重要な兼職の状況

一橋大学 名誉教授
 堀科学芸術振興財団評議員
 中国人民大学法学院発展顧問委員会委員
 教科用図書検定調査審議会会長
 リーディング・スキル・テスト(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

山内進氏は、西洋法制史について大学で教鞭をとられてきた教授であり、かつ、一橋大学長としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただける専門家であり、社外取締役として適任であると判断し、候補者としたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって2年間であります。

（注）

1. 山内進氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山内進氏は、社外取締役候補者であり、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の要件を満たしております。
3. 山内進氏は、当社の独立性判断基準（12頁）に定める独立性の要件を満たしております。
4. 独立役員にの届け出について
当社は山内進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあると認められる類型には該当していません。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は現任の社外取締役と責任限定契約を締結しております。契約の内容は「責任限定契約に関する事項」（45頁）に記載のとおりであります。
6. 総会終了後の取締役会における決議を経て、監査委員会の委員に選定する予定です。

以上

(ご参考) 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、社外取締役の独立性を判断します。具体的には、以下のいずれかに該当する場合、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断します。

- (A) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (B) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (C) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (D) 最近において（A）、（B）又は（C）に掲げる者に該当していた者
- (E) 次の（a）から（c）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - (a) 前（A）から（D）までに掲げる者
 - (b) 当社の子会社の業務執行者
 - (c) 最近において前（b）または当社の業務執行者に該当していた者

なお、東京証券取引所に提出する独立役員届出書にかかる「社外役員の属性情報」（取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨及びその概要）に関し、取引先、寄付先等が、下記の軽微基準を充足する場合には、株主のみなさまの議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、その記載を省略します。

- (i) 通常の商取引については、当社または当社の子会社との取引額が当社の売上高の1%未満であること
- (ii) コンサルタント、会計専門家または法律専門家であって、役員報酬以外に当社または当社子会社から受け取る金銭については、過去3年間の平均の額が年間1,000万円未満であること
- (iii) 当社または当社子会社からの寄付等については、過去3年間の平均の額が年間1,000万円未満であること

事業報告 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、引き続き米中貿易摩擦と中国経済の減速による影響、英国の欧州連合離脱をめぐる動き等の不透明感が懸念されるものの、先進国を中心として内需の底堅さを背景に堅調な成長が見られました。

わが国においては、積極的な設備投資を背景とした堅調な企業収益と雇用及び所得環境の改善を背景とした底堅い内需に支えられ、緩やかな景気の回復が続いております。

臨床検査業界におきましては、引き続き価格下落圧力及び同業他社との競争激化を反映して、厳しい事業環境が継続しております。

このような環境のなか、中期計画「Transform! 2020」の将来における飛躍的かつ持続的な成長を実現すべく、経営諸施策に積極的に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は181,415百万円（前期比7.2%減）となりました。国内受託臨床検査事業の販売が伸長したものの、Miraca Life Sciences, Inc.（米国病理検査事業、以下「MLS」）が2017年11月に連結除外となったことから、全体としては減収となりました。利益面では、各事業における成長基盤構築のための先行費用及び設備投資に伴う減価償却費の増加が減益要因となり、営業利益は14,648百万円（前期比17.0%減）となりました。

当社の持分法適用関連会社であるBaylor Miraca Genetics Laboratories, LLC（米国、以下「BMGL」）において、将来の事業計画を見直した結果、同社の公正価値が簿価を下回ったことから、当該差額を持分法による投資損失として898百万円を計上しております。BMGLの業績悪化に伴う持分法による投資損失の拡大及び上記の持分法による投資損失の追加計上により、経常利益は11,524百万円（前期比30.4%減）となりました。

また、当連結会計年度の業績及び今後の業績見通しを総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討しました結果、当連結会計年度において繰延税金資産の一部を取り崩すことといたしました。これらの結果といたしまして、親会社株主に帰属する当期純利益は6,386百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益257百万円）となりました。

				対前期比
売	上	高	181,415 _{百万円}	7.2%減
営	業	利 益	14,648 _{百万円}	17.0%減
経	常	利 益	11,524 _{百万円}	30.4%減
親会社株主に帰属する当期純利益			6,386 _{百万円}	—

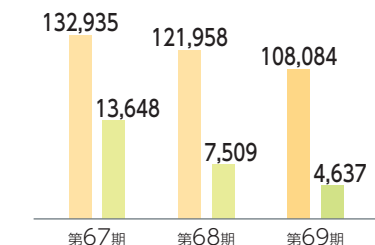
以下、事業別の概況をご報告申し上げます。



受託臨床検査事業

売上高/営業利益 (単位:百万円)

売上高 営業利益



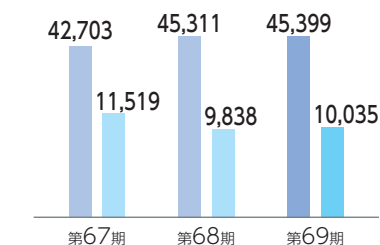
売上高は、国内事業において上期は自然災害の影響等もあり成長が限定的ではあったものの、下期より新規顧客を獲得したことなどにより増収となり、通期では増収となりました。しかしながら、MLSが2017年11月に連結除外となったことから、セグメント全体では減収となりました。利益面では、成長基盤構築のための先行費用及び設備投資に伴う減価償却費の増加により費用が増加した一方、売上成長の発現が遅延したことから、減益となりました。これらの結果、売上高は108,084百万円（前期比11.4%減）、営業利益は4,637百万円（前期比38.2%減）となりました。



臨床検査薬事業

売上高/営業利益 (単位:百万円)

売上高 営業利益



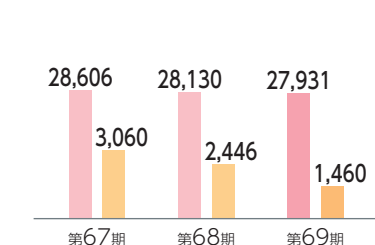
主力製品であるルミパルス試薬の販売が伸長する一方、海外子会社における前期の一過性売上の反動減及び国内事業における海外既存製品の終売等の影響で売上高は前期並みとなりました。利益面では、プロダクトミックスの変化等により、増益となりました。これらの結果、売上高は45,399百万円（前期比0.2%増）、営業利益は10,035百万円（前期比2.0%増）となりました。



ヘルスケア関連事業

売上高/営業利益 (単位:百万円)

売上高 営業利益



売上高は、滅菌事業が堅調であったものの、治験事業の減収及び調剤薬局を営む株式会社地域医療支援センターの売却等により、27,931百万円（前期比0.7%減）となり、営業利益は減収に伴う減益のほか、滅菌事業における基盤強化費用などにより、1,460百万円（前期比40.3%減）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

当社は、当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金216億円、短期借入金100億円の調達を行いました。また、総額150億円の第2回無担保社債を発行いたしました。なお、当社は、効率的で安定した資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額500億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

②設備投資

a. 当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

b. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

特記すべき事項はありません。

c. 当連結会計年度において撤去した主要設備

特記すべき事項はありません。

③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社であるFujirebio America, Inc.とFujirebio Diagnostics, Inc.は、2018年11月1日を効力発生日として、Fujirebio Diagnostics, Inc.を存続会社とする吸収合併を行いました。

④他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年2月1日付で、株式会社セルメスタの全株式を取得し、同社を当社の連結子会社としました。

当社の子会社である株式会社日本医学臨床検査研究所は、株式会社地域医療支援センター株式の100%を保有しておりますが、2018年10月31日に同社の株式全てを譲渡し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

当社の子会社である株式会社エスアールエルは、100%出資子会社として、2018年6月1日付で株式会社エスアールエル・インターナショナル及び2019年2月6日付で合同会社クリニカルネットワークを設立しております。

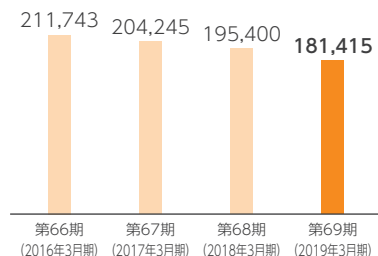
(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第66期 (2016年3月期)	第67期 (2017年3月期)	第68期 (2018年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高 (百万円)	211,743	204,245	195,400	181,415
経常利益 (百万円)	23,782	26,385	16,567	11,524
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	△5,081	333	257	6,386
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△89.21	5.84	4.51	111.94
総資産 (百万円)	237,296	213,926	176,068	201,234
純資産 (百万円)	155,700	148,087	113,225	112,973

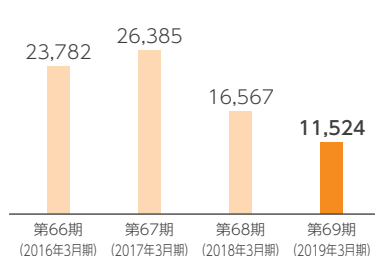
売上高

(単位：百万円)



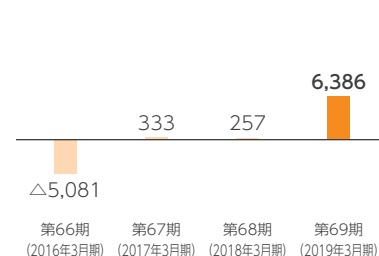
経常利益

(単位：百万円)



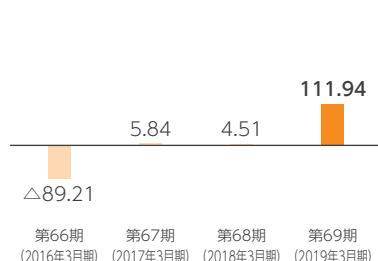
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△)

(単位：百万円)



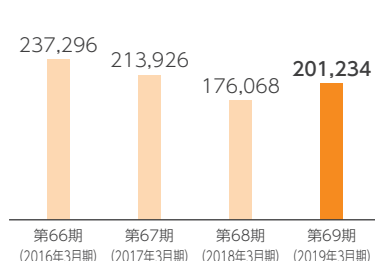
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)

(単位：円)



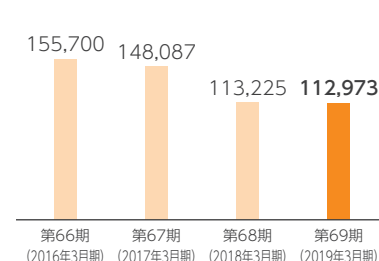
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(4) 対処すべき課題

I. 中期計画「Transform! 2020」について

臨床検査業界は、先進国における医療費抑制と経済成長の減速に伴い成長が鈍化しておりますが、一方で、高齢化の進展、国内開業医市場の拡大、新興国市場の成長、先進医療技術の向上やIT技術の進展など新たな成長の機会があり、事業環境の様相は刻々と変化しております。

このような状況のなか、当社グループは、将来の飛躍的かつ持続的な成長を実現すべく、2020年3月期を最終年度とする中期計画「Transform! 2020」（以下、「本中期計画」）を2017年5月に策定いたしました。本中期計画においては、グループ一体化によるシナジーの活用、成長基盤の整備、組織と業務の変革を重点的に進めるとともに、「既存事業の強化」、「R&Dの強化」、「海外戦略の強化」及び「アライアンス戦略の推進」を重点施策に定め、グループ一丸となって実行しております。

なお、2018年5月に、一部施策の進捗遅延及び日赤事業の契約終了をふまえ、本中期計画の最終年度である2020年3月期の経営数値目標を修正しております。

II. 本中期計画の進捗

①CLT（受託臨床検査）事業

CLT事業全体では、米国で病理検査事業を営むMLSが2017年11月に連結除外となったことから、セグメント全体での売上高は対前年13,874百万円減収の108,084百万円、同営業利益は対前年2,871百万円減益の4,637百万円となりました。

国内においては、開業医市場、健診市場、院内検査市場における新規顧客獲得を本中期計画の主な成長施策に掲げ、積極的に取り組んだ結果、いずれにおいても顧客数は増加いたしました。売上高は、2018年度上期に既存顧客において想定を上回る価格下落があったものの、新規獲得顧客による業務量の増加及び遺伝子検査領域やその他の領域における新規検査サービスの開始等による増収が寄与し、中期計画2年目である2018年度の売上高は対前年2,720百万円増収の108,084百万円となりました。また、同営業利益は、上記価格下落による影響、将来成長、事業基盤の拡充及び業務効率化を目的とした設備投資に伴う減価償却費の増加を主要因とし、対前年3,749百万円減益の4,690百万円となりました。

同年度の計画に対して、売上高は上記価格下落による影響、新規顧客獲得数の計画未達等により、112,300百万円の計画に対し4,215百万円の未達となり、営業利益は売上高の未達を主要因として、9,200百万円の計画に対し4,562百万円の未達となりました。

以下、施策ごとの進捗についてご報告します。

・開業医の獲得

医療機能の分化・連携や地域包括ケアシステムが推進される中、開業医の重要性が増しております。当社といたしま

しては、ITツールの活用を通じ、開業医の利便性向上及びコスト削減に貢献するとともに、外部サービス（PHR※やオンライン診療）との連携による患者様のベネフィット向上など、付加価値の高いサービスの提供に取り組みました。また、首都圏を中心にサテライトラボの設置を進め、2018年5月には、一般検査の全自動処理を実現し、ショールーム機能も備えたSRL Advanced Lab. Azabuを開設いたしました。

組織面では、首都圏に続き大阪及び福岡に開業医市場に特化した営業組織を立ち上げています。

これらの結果として、2018年度における開業医の顧客数は933件の増加となり、前期の516件から大きく伸長したものの、本中期計画の想定には至っておりません。また、開業医市場における売上高は対前年2.5%の増収となったものの、新規獲得顧客数が未達であったこと、また一部顧客において獲得後の売上発現に時間を要していることから、本中期計画の想定を下回る水準となっております。

※PHR：Personal Health Record

・院内検査事業への積極投資

病院経営が厳しさを増す中、院内検査の効率的な運営に対する需要が高まっております。当社といたしましては、IVD事業の製品を核とした標準パッケージに基づく提案型営業を強化し、新規顧客の獲得を進めてまいりました。その結果として、院内検査事業の当期における顧客数は33件の増加となり、前期の15件から大きく伸長したものの、本中期計画の想定には至っておりません。また、院内検査事業における売上高は対前年3.0%の増収となったものの、新規獲得顧客数が未達であったこと等から、本中期計画の想定を下回る水準となっております。

院内検査事業は病院内における付加価値サービスの拡充を通じて医療機関との関係をさらに強固なものとし、関連する院外特殊検査取引の拡大につなげるものであり、今後もこの領域における当社の強みをさらに強化してまいります。

・特殊検査の強化

先進的な検査項目を積極的に導入し、当社の強みである特殊検査領域のさらなる強化に取り組んでおります。2018年1月にがんゲノム医療に特化した「がんゲノム戦略室」を立ち上げ、がん遺伝子検査の導入を加速しており、2018年度におきましては4種類のがんゲノム関連検査を新たに導入いたしました。また、これら遺伝子検査領域以外の特殊検査の拡販にも注力いたしました。

また、2018年3月に国立大学法人京都大学等との共同で株式会社KBBMを設立し、続いて2018年9月に静岡県との共同でエスアールエル・静岡がんセンター共同検査機構株式会社を設立したほか、国立がん研究センター研究所との共同研究を進めるなど、がんゲノム領域における新たな取り組みを強化しています。

・国内健診市場の獲得

2019年2月に子会社化した株式会社セルメスタとCLT事業各社との協業を通じ、企業健保組合に対する営業活動を強化するとともに、運営効率化ニーズに対応したソリューションを提供することで新規顧客獲得を進めております。

- ・集荷物流効率化の取り組み

従来SRLの社内機能であった検体の集荷・物流、これらに係るオペレーション業務、及び健診や治験等で使用する検査資材の作製業務の分社化を目的として、2019年2月に合同会社クリニカルネットワークを設立いたしました。

これにより集荷物流に関するサービス品質の向上を目指すとともに、将来的な事業環境の変化を見据え、同業他社とのアライアンスや、今後成長が見込まれる再生医療・細胞治療市場等での搬送サービスの確立、検査資材販売等の周辺事業の強化などを積極的に推進し、当社グループが将来に向けて幅広く事業を展開していくための、競争力のある物流プラットフォームを構築してまいります。

- ・アジア圏への展開

中国受託臨床検査市場への参入を目的とし、平安好医投资管理有限公司（以下、「平安好医」）との合併会社である深圳平安好医医学檢驗實驗室を2019年2月に設立いたしました。平安好医は、中国平安保険（集団）の医療・ヘルスケア事業領域におけるグループ企業の一つです。この合併会社は、平安グループが保有する中国における顧客ネットワーク及び営業力と当社が保有する日本市場で培った受託臨床検査における技術力及びノウハウを活用し、中国市場において高品質な受託臨床検査サービスを提供するとともに、今後展開予定である中国の検査ラボラトリーに対しコンサルティングサービスを提供してまいります。また、当社は、この合併会社及びこれらの検査ラボラトリーに対して、当社IVD事業の製品販売を行っていく予定です。

②IVD（臨床検査薬）事業

IVD事業においては、主にマニュアル製品で構成されるその他事業が対前年減収となったものの、本中期計画において成長事業と位置付けるルミパルス事業、OEM・原材料事業が伸長し、結果として中期計画2年目である2018年度の本セグメントの売上高は対前年87百万円増収の45,399百万円となりました。同営業利益は、増収による増益及びプロダクトミックスの変化等が増益要因となり、対前年196百万円増益の10,035百万円となりました。

同年度の計画に対して、売上高はルミパルス事業における機器設置の遅延やマニュアル製品の売上高未達により、47,600百万円の計画に対し2,200百万円の未達となり、営業利益は売上高未達の影響があったものの、一部経費の未執行等により9,500百万円の計画に対し535百万円の超過となりました。

以下、施策ごとの進捗についてご報告します。

- ・ルミパルス事業の拡大

国内外において主力製品であるルミパルスの事業拡大に取り組んだ結果、機台の市場設置台数が伸長したことから、ルミパルス事業の売上高は対前年613百万円増収の19,460百万円となりました。

国内においては、市場における大型機の世代交代の機会を捉え、CLT事業とのシナジーも生かして大型機の設置を加速させた結果、市場設置台数は30台増加しました。市場設置台数に占める大型機の割合は31.2%と本中期計画期間において4.8%増加し、収益性の高い試薬類の売上が伸長しています。

海外においては、欧州及びアジア（中国、インド等）において機台の設置が進み、市場設置台数は対前年117台の増加となりました。これに伴い、試薬類の売上が伸長しています。

- ・ OEM・原材料事業の拡大

OEM・原材料事業は、通常の事業成長に加え、次年度に予定されていた販売が一部前倒しで実現したことから、売上高は対前年852百万円増収の16,304百万円となりました。なお、次年度以降におけるOEM事業の成長を見据え、必要な設備投資及び人材の採用を進めております。

- ・ その他事業

その他事業は、一部海外製品の終売の影響、及び前期に発生した一過性売上の反動減を含むマニュアル製品の減収等により、売上高は対前年1,378百万円減収の9,634百万円となりました。

③HR（ヘルスケア関連）事業

HR事業においては、滅菌事業は対前年増収となったものの、治験事業及びその他事業の減収による影響を補えず、結果として中期計画2年目である2018年度の本セグメントの売上高は対前年199百万円減収の27,931百万円となりました。同営業利益は、減収による利益減及び滅菌事業における人件費の増加等により、対前年986百万円減益の1,460百万円となりました。

同年度の計画に対して、売上高は30,100百万円の計画に対し2,168百万円、営業利益は1,600百万円の計画に対し139百万円、それぞれ未達となりました。

- ・ 滅菌事業

既存顧客向け物販の伸長により、売上高は対前年540百万円増収の18,965百万円となりました。

- ・ 治験事業

治験検査の減収及び株式会社あすも臨床薬理研究所が連結除外となったことから、売上高は対前年575百万円減収の3,596百万円となりました。

- ・ その他事業

株式会社地域医療支援センターの全株式を売却したことにより同社が連結除外となった一方、2019年2月に完全子会社化した株式会社セルメスタの同月以降の業績が寄与しましたが、結果として売上高は対前年164百万円減収の5,369百万円となりました。

④新セントラルラボラトリーの建設について

2018年6月22日付「新セントラルラボラトリーの建設に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、2020年6月の竣工、2021年度初頭の稼働を目指し、当グループの中長期的な成長の基軸となる新セントラルラボラトリーの建設に取り組んでおります。

新セントラルラボラトリーにおいては、一般検査の全自動化及び大量処理、地域ラボも含めたラボネットワークの最適化に取り組むと同時に、特殊検査において最先端の検査項目に対応する設備・環境を整備し、AIやRPA (Robotic Process Automation) 等の技術を導入することで、徹底した業務効率化とさらなる品質向上を追求いたします。検査施設は全面的に免震構造を採用し、震災時も社会インフラとしての検査サービスを継続可能な体制を整えます。並行して、これら検査にかかる新オペレーティングシステムの開発も進めております。

また、将来の新事業創出につながる基礎研究、新規検査項目の開発、並びに次世代検査プラットフォームの開発を行うための研究開発施設も同敷地内に建設いたします。

新セントラルラボラトリーの総事業規模約750億円の内、土地・建物の500億円に関しては不動産ファイナンスにより調達を行います。その結果、当社の設備投資額は、検査機器及び情報システム等に係る約250億円となる予定です。

⑤R&Dの強化

基礎研究の領域では、これまでグループ内で分散して行われてきた活動を集約し、2017年7月に合同会社みらか中央研究所を設立いたしました。自社での基礎研究体制の強化とグループ企業・外部機関との協業強化（オープンイノベーション）により生み出されたシーズを、将来の成長ドライバーとなる製品・サービスの開発につなげてまいります。

Ⅲ. 2020年3月期の計画

①2020年3月期の見通しについて

上記「Ⅱ. 本中期計画の進捗」にて記載の通り、本中期計画の2年目に当たる2019年3月期の業績は、売上成長に向けた諸施策により新規顧客の獲得が進み、重点領域における成長が見られたものの、売上及び利益ともに計画は未達となりました。

2020年3月期につきましては、継続して本中期計画の施策に取り組み、売上成長が加速すると見通しているものの、本中期計画で開示した数値目標（2018年5月10日修正）には未達となる見込みです。その主な要因は、売上高においては、CLT事業において想定以上に価格が下落したこと、並びにCLT事業及びIVD事業において新規顧客獲得が遅延したことであり、営業利益においては、売上高の未達に加え、CLT事業における業務効率化施策効果の発現遅延、並びにCLT事業におけるアジア展開及びIVD事業におけるOEM事業強化のための一定の先行投資の発生などであります。

単位：億円 (四捨五入)	本中期計画の経営数値目標 (2018年5月10日修正)	単年度業績予想 (2019年5月14日開示)	差異
売上高	2,070	1,910	-160
営業利益	250	145	-105
EBITDA※1	380	265	-115
ROE	10%以上	6.8%	—
ROIC※2	8%以上	5.2%	—

※1 EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却費

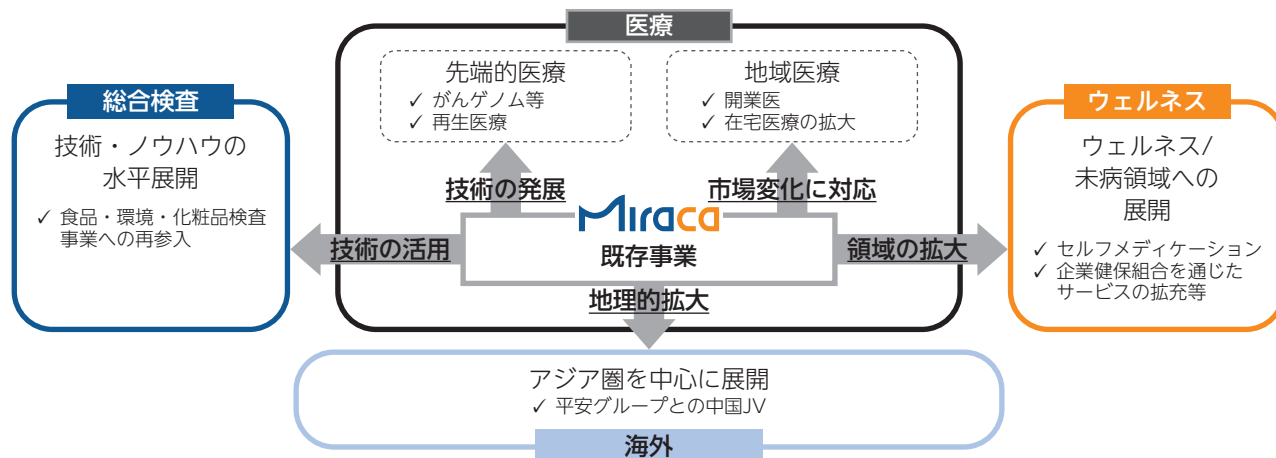
※2 ROIC=NOPAT（営業利益－みなし法人税）／投下資本【（純資産＋有利子負債（リース債務含む）＋その他の固定負債）の期首・期末残高の平均】

②2020年3月期計画の骨子及びセグメントの見直し

・ 2020年3月期計画の骨子

2020年3月期においては、本中期計画に基づき売上成長を目的とした諸施策及び業務効率の改善に取り組むとともに、新セントラルラボラトリーの建設を着実に遂行し、既存事業のさらなる強化を目指します。また、将来の飛躍的かつ持続的な成長を実現するため、中国受託臨床検査市場への参入及び食品・環境・化粧品検査領域への再参入など将来成長に向けた先行投資を行うとともに、新たなビジネス開発を目的として当社内に新規事業推進組織を設置し、グループ横断的に新規事業の立ち上げを加速してまいります。

・ 今後の事業展開の方向性



当グループは、主に公的保険でカバーされる医療領域において、臨床検査を中心とした事業を展開してまいりました。今後は、グループの企業価値のさらなる向上を目指し、既存事業の強化に加え、既存の臨床検査事業等との技術的関連性、発展性、市場の変化等を鑑み、下記の通り、新たな事業展開を図ってまいります。

まず、医療領域においては、技術革新による先端医療の発展による新たな事業機会が生まれてきており、当社としても、がんゲノム領域での事業展開や再生医療等、新規事業の展開を図ってまいります。また、医療機能の分化・連携や地域包括ケアシステムの推進、在宅医療の拡大等を鑑み、開業医市場での事業拡大のみならず、当期において訪問看護事業を開始いたしました。さらに、海外、特に人口が多く、今後の医療市場の高成長が見込める中国を始めとするアジア圏に進出することで、地理的拡大による事業成長を目指します。

次に、医療領域以外での事業展開も図ってまいります。まず、臨床検査を通じて獲得した高度なノウハウを他の領域へ水平展開することで、食品・環境・化粧品検査の領域においても高品質な検査サービスを提供し、これにより総合検査会社を目指します。また、病気になる前の段階である未病・予防領域においては、公的保険に依存しないセルフメディケーションなどウェルネス領域における事業展開にも取り組んでまいります。

- ・事業セグメントの見直しについて

当社は今後、既存事業の強化に加え、将来の飛躍的かつ持続的な成長を目的とし、新たな事業の育成にも注力してまいります。また、既存事業につきましても、その事業特性及び事業規模をふまえ、セグメント構成を見直すことといたしました。この結果、新たな事業セグメントは、「CLT事業（受託臨床検査事業）」、「IVD事業（臨床検査薬事業）」、「SR事業（滅菌関連事業）」及び「ENB事業（新規育成事業）」の4セグメントとなります。

③セグメントごとの計画

- ・CLT（受託臨床検査）事業

国内においては、開業医市場ではITツールや新規サテライトラボの活用、院内検査市場ではIVD事業とのシナジーの強化、また健診市場では企業健保との接点の活用により、さらなる顧客基盤の拡大を目指します。

また、既存顧客との取引においては、2019年度は通常の診療報酬改定がないこと、前年度に一部顧客と複数年契約を締結済みであることから、価格下落の影響は1.5%と見込んでおります。

コスト面では、これまで投資してきた合理化施策の回収時期と位置付け、AIやRPA（Robotic Process Automation）などのITを活用した業務の合理化を加速するとともに、集荷物流について他社との連携を模索するなど、抜本的な効率化を追求します。

また、海外展開に関連し、アジアにおける事業展開のための先行投資（経費）として約7億円計上しています。

これらの結果、売上高は1,195億円、営業利益は95億円を計画しています。

- ・IVD（臨床検査薬）事業

IVD事業は、CLT事業とのシナジーの強化及び新規検査項目の開発等を通じ、引き続き国内外におけるルミパルス事業の拡大に取り組んでまいります。

2019年度は、日赤事業の契約終了等により、国内IVD事業において売上高で対前年約40億円の減収影響がある一方、平安グループとのジョイントベンチャーを通じた中国市場でのルミパルス展開を計画しています。

また、OEM・原材料事業の拡大にも取り組んでまいります。

利益面では、国内ルミパルス事業の成長に伴う増益を見込む一方、日赤事業の契約終了及び大口顧客へのルミパルス機台設置に伴う先行投資の影響等により、国内事業において対前年約30億円の減益を見込んでいます。なお、日赤事業関連の人員につきましては、さらなる売上成長に向け、国内事業の強化や海外展開の加速に必要な業務機能の強化に充当いたします。

また、OEM事業の拡大のため、米国及び欧州の子会社にて人員の増強や設備投資を予定しています。

これらの結果、売上高は429億円、営業利益は63億円を計画しています。

- ・SR（滅菌関連）事業

SR事業は、従来の中核サービスである滅菌業務を強化する一方、手術室及び中央材料室が抱える課題に対する全般的なソリューションの提供を目指してまいります。院外センターの新設や業務のオートメーション化を推進することにより、労働集約型の事業構造を抜本的に改善してまいります。

これらの結果、売上高は200億円、営業利益は13億円を計画しています。

- ・ENB（新規育成）事業

食品・環境・化粧品検査事業につきましては、2018年8月に新会社を設立しており、2019年6月より本格的な事業展開を開始する予定です。

在宅・福祉用具事業につきましては、2018年10月より「スターク」ブランドで訪問看護事業を立ち上げており、引き続き新規拠点開設等を通じて事業の拡大に取り組んでまいります。

CRO事業につきましては、顧客ニーズに応えられる体制の整備を含めCRO事業の強化に取り組み、組織再編及び投資を行ってまいります。

セルフメディケーション・健保事業につきましては、2019年2月に買収した株式会社セルメスタが持つ顧客基盤を活用するなど、グループシナジーの追求を通じ、事業の拡大に取り組んでまいります。

Ⅳ．株主還元と成長への投資

各事業から生み出される利益及び資金につきましては、連結配当性向として、特別損益等特殊要因を除外し計算した親会社株主に帰属する当期純利益に対し50%以上を基準に、株主配当を実施してまいります。

また、内部留保にかかる資金は、中長期的な成長に向けた投資を最優先として充当してまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査の受託、臨床検査薬の製造・販売とヘルスケア関連を主な事業としております。

(6) 主要な事業所並びに使用人の状況

①主要な事業所（2019年3月31日現在）

みらかホールディングス株式会社	本社	東京都新宿区
株式会社エスアールエル	本 社 営 業 所 検 査 施 設	東京都新宿区 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡（ほか） 八王子、北海道、金沢、静岡、愛知、大阪、 福岡（ほか）
株式会社日本医学臨床検査研究所	本社	京都府久世郡久御山町
株式会社エスアールエル・インターナショナル	本社	東京都新宿区
Miraca America, Inc.	本社	米国
富士レビオ・ホールディングス株式会社	本社	東京都新宿区
富士レビオ株式会社	本 社 支 店 研 究 所 工 場	東京都新宿区 東京、大阪、名古屋、福岡、仙台（ほか） 八王子 八王子、宇部
Fujirebio Diagnostics, Inc.	本社	米国
Fujirebio Europe N.V.	本社	ベルギー
日本ステリ株式会社	本社	東京都千代田区
ケアレックス株式会社	本社	東京都千代田区
株式会社エスアールエル・メディサーチ	本社	東京都新宿区

②使用人の状況（2019年3月31日現在）

セグメントの名称	使用人数（名）
受託臨床検査事業	2,906（3,113）
臨床検査事業	1,116（121）
ヘルスケア関連事業	1,565（3,193）
全社（共通）	370（25）
合 計	5,957（6,452）

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」は、当社及び合同会社みらか中央研究所の就業人員であります。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	出 資 比 率	主要な事業内容
株 式 会 社 エ ス ア ー ル エ ル	100.0%	受 託 臨 床 検 査 事 業
株 式 会 社 日 本 医 学 臨 床 検 査 研 究 所	100.0% (間接所有)	受 託 臨 床 検 査 事 業
株式会社エスアールエル・インターナショナル	100.0% (間接所有)	受 託 臨 床 検 査 事 業
M i r a c a A m e r i c a , I n c .	100.0%	持 株 会 社
富士レビオ・ホールディングス株式会社	100.0%	持 株 会 社
富 士 レ ビ オ 株 式 会 社	100.0% (間接所有)	臨 床 検 査 薬 事 業
F u j i r e b i o D i a g n o s t i c s , I n c .	100.0% (間接所有)	臨 床 検 査 薬 事 業
F u j i r e b i o E u r o p e N . V .	100.0% (間接所有)	臨 床 検 査 薬 事 業
日 本 ス テ リ 株 式 会 社	100.0%	滅 菌 事 業
ケ ア レ ッ ク ス 株 式 会 社	100.0%	在 宅 ・ 福 祉 用 具 事 業
株式会社エスアールエル・メディサーチ	100.0% (間接所有)	治 験 事 業

(注) 1. 株式会社エスアールエル・インターナショナルは、2018年6月1日に設立いたしました。
2. Fujirebio America, Inc.は、Fujirebio Diagnostics, Inc. を存続会社とする吸収合併により、2018年11月に消滅いたしました。

(8) 主要な借入先及び借入額（2019年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	10,099 百万円
株式会社三井住友銀行	9,867
株式会社みずほ銀行	5,600
日本生命保険相互会社	2,788
株式会社北陸銀行	1,320
第一生命保険株式会社	1,150
明治安田生命保険相互会社	1,050

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策の一つとして位置付けており、連結配当性向を重視しつつ、中長期的な業績及び財務状況の見通しをも総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本としております。

内部留保金は、中長期的な成長につながる事業投資として、主に研究開発及び事業基盤強化・拡充のための資金に充当してまいります。

2019年5月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,711百万円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 65円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年5月31日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

次期配当金につきましては、1株につき年間130円を予定しております。また、連結配当性向として、50%以上を基準としております。ただし、特別損益等、特殊要因を除外し計算した親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向といたします。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月1日に、障がい者の雇用促進と活躍機会の創出を目的として、みらかキャスト株式会社を設立し、同日より業務を開始しております。また、合同会社クリニカルネットワーク及び株式会社エスアールエルウェルネスプロモーションは、重要性が増したため、2019年4月より連結子会社といたします。

2 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

株式の状況

①発行可能株式総数 200,000,000株

②発行済株式の総数 57,361,385株

(注) 1. 新株予約権の行使及び譲渡制限付株式付与により27,202株増加しております。
2. 1単元の株式数は、100株であります。
3. 上記には、自己株式255,181株を含んでおります。

③株 主 数 8,160名

④上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,325,965株	11.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,452,000株	7.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,070,100株	7.13%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,132,155株	3.73%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,000,737株	3.50%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	1,616,096株	2.83%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,538,673株	2.69%
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	1,528,500株	2.68%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HSD00	1,403,300株	2.46%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,272,200株	2.23%

(注) 1. 持株比率は、自己株式255,181株を除いて計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度（役員報酬BIP信託）により当該信託が保有する株式149,200株は含まれておりません。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数は、信託業務に係るものです。
3. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,131,500株（持株比率3.73%）を含んでおります。（株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。）

3 新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（2019年3月31日現在）

第9回新株予約権	
決議年月日	2013年6月25日
新株予約権の数	97個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 9,700株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 4,775円
新株予約権の行使期間	自 2015年7月 1日 至 2019年6月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第10回新株予約権	
決議年月日	2014年7月4日
新株予約権の数	1,248個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 1,248株
新株予約権の発行価額	1株当たり 4,348円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 2017年8月 1日 至 2022年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。新株予約権者が当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下、「当社グループ会社」という。）に在任している期間中において、法令又は当社グループ会社の定款に違反した場合、当社は、取締役会の決議により、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全部又は一部について、その行使を制限することができる。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第11回新株予約権	
決議年月日	2014年6月24日
新株予約権の数	25個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 2,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 5,185円
新株予約権の行使期間	自 2016年8月 1日 至 2020年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第12回新株予約権	
決議年月日	2015年7月7日
新株予約権の数	1,365個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 1,365株
新株予約権の発行価額	1株当たり 5,214円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 2018年8月 1日 至 2023年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。新株予約権者が当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下、「当社グループ会社」という。）に在任している期間中において、法令又は当社グループ会社の定款に違反した場合、当社は、取締役会の決議により、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全部又は一部について、その行使を制限することができる。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第13回新株予約権	
決議年月日	2015年6月24日
新株予約権の数	25個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 2,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 6,373円
新株予約権の行使期間	自 2017年8月 1日 至 2021年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

(2) 会社使用人が有する新株予約権等のうち、当年度中に職務執行の対価として交付されたものに関する事項

第14回新株予約権	
決議年月日	2018年11月30日
新株予約権の数	573個
保有人数 当社使用人 当社子会社の取締役 当社子会社の使用人	5名 9名 153名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 57,300株
新株予約権の発行価額	有償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,774円
新株予約権の行使期間	自 2021年11月30日 至 2026年11月29日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	竹 内 成 和	指名委員会委員 報酬委員会委員	(株)エスアールエル 取締役 富士レビオ・ホールディングス(株) 取締役 富士レビオ(株) 取締役
取 締 役	北 村 直 樹	—	(株)エスアールエル 取締役 富士レビオ・ホールディングス(株) 監査役 Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC Chairman Miraca America, Inc. CEO SRL (Hong Kong) Ltd Director
取 締 役	青 山 繁 弘	指名委員会委員	サントリーホールディングス(株) 特別顧問 (株)高松コンストラクショングループ 社外取締役 (株)SUBARU 社外取締役 公益財団法人流通経済研究所 理事長
取 締 役	天 野 太 道	監査委員会委員長	天野太道公認会計士事務所
取 締 役	石 黒 美 幸	報酬委員会委員長 監査委員会委員	東京弁護士会 副会長 長島・大野・常松法律事務所 パートナー 一橋大学経営協議会委員 レーザーテック(株) 社外監査役 (株)ベネッセホールディングス 社外監査役
取 締 役	伊 藤 良 二	指名委員会委員長 報酬委員会委員	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授 (株)プラネットプラン 代表取締役 サトーホールディングス(株) 社外取締役
取 締 役	山 内 進	監査委員会委員	一橋大学 名誉教授 堀科学芸術振興財団評議員 中国人民大学法学院客員教授 中国人民大学法学院発展顧問委員会委員 教科用図書検定調査審議会会長 リーディング・スキル・テスト(株) 社外取締役

- (注) 1. 青山繁弘氏、天野太道氏、石黒美幸氏、伊藤良二氏、山内進氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、青山繁弘氏、天野太道氏、伊藤良二氏、山内進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 天野太道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社の委員会体制については次のとおりであります。
- 指名委員会 委員長 伊藤良二
 - 委員 青山繁弘、竹内成和
 - 監査委員会 委員長 天野太道
 - 委員 石黒美幸、山内進
 - 報酬委員会 委員長 石黒美幸
 - 委員 伊藤良二、竹内成和
5. 監査委員は高い独立性が求められるとの観点から、監査委員の全員を非常勤の社外取締役から選定しており、常勤の監査委員は選定しておりません。
- なお、監査委員会への社内情報の提供や、会計監査人及び内部統制所管部門等との連携等を行うために、執行役から独立した専任の監査委員会の職務を補助すべき使用人を置いております。
6. 取締役鈴木博正、高岡浩三の2氏は、2018年6月22日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。

(2) 執行役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代 表 執 行 役	竹 内 成 和	社長	(1) 取締役の状況参照
執 行 役	北 村 直 樹	最高財務責任者、 IR/SR担当、 法務契約担当	(1) 取締役の状況参照
執 行 役	大 月 重 人	人事担当、CSR担当	(株)エスアールエル 取締役
執 行 役	木 村 博 昭	総務・広報担当、 IT担当	—
執 行 役	芦 原 義 弘	IVD担当	富士レビオ・ホールディングス(株) 代表取締役社長 富士レビオ(株) 取締役
執 行 役	東 俊 一	国内CLT担当	(株)エスアールエル 代表取締役社長
執 行 役	長 谷 川 正	企画管理担当	(株)エスアールエル 取締役 Miraca America, Inc. Director SRL (Hong Kong) Ltd Director

- (注) 1. 執行役田澤裕光氏は、2018年6月22日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。
2. 執行役羽生和之氏は、2019年1月31日付で退任いたしました。

(3) 役員の報酬等

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、報酬委員会において、当社の取締役・執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役・執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定するものであります。

①報酬体系

当社の取締役・執行役が受ける報酬については、グループ経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給し、退任時に退職慰労金は支給しない。業績連動型報酬については、売上高、営業利益、当期利益等を業績判定基準とし、その達成状況に応じて変動させる。

取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

②取締役報酬

取締役については、各取締役の職務内容を鑑みて、無報酬又は確定金額報酬及び株式報酬の組み合わせとして定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

社外取締役の報酬については、定められた確定金額報酬及び株式報酬の組み合わせに加え、監督活動の内容に応じた報酬を加味して支給する。

③執行役報酬

執行役については、各執行役の職務内容を鑑みて、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬の組み合わせで定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

1) 報酬体系

当社の取締役・執行役が受ける報酬については、報酬委員会の決議により定める「みらかグループ役員報酬規程」、「執行役を兼務しない取締役の報酬に関する規程」及び「社外取締役の報酬に関する規程」に基づき、経済情勢、当社の状況、各役員の職務の内容を参考にして報酬委員会の決議にて決定いたします。

役員報酬は、固定的な金銭報酬である「基本報酬」、固定的な株式報酬である「譲渡制限付株式報酬」、短期業績の達成率等に応じて変動する金銭報酬である「業績連動型報酬」及び中長期の業績に連動する株式報酬である「信託型株式報酬」で構成されており、役位別の標準的な報酬構成割合は概ね以下のとおりです。

役位	固定型報酬		短期業績連動報酬	中長期業績連動報酬
	金銭	株式	金銭	株式
	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型報酬	信託型株式報酬
代 表 執 行 役 社 長	0.44	0.11	0.22	0.23
執 行 役	0.56～0.66	0.07～0.09	0.20～0.23	0.07～0.13
取 締 役 (執行役を兼務する者を除く)	1.00	0.00	0.00	0.00

2) 基本報酬

執行役については、役位を基準としつつ、各執行役の執務状況等を勘案のうえ支給します。

取締役については、定められた定額の報酬に加え、監督活動の内容に応じた報酬を加味して支給します。

3) 譲渡制限付株式報酬

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役に対して譲渡制限付株式報酬を支給します。

①譲渡制限付株式報酬制度の概要

- ・当社は、当社の執行役に対し金銭報酬債権を付与し、当該執行役は当該金銭報酬債権の全部を当社に現物出資することで当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行を受けることとなります。
- ・各執行役に付与する金銭報酬債権の額は、当社の報酬委員会において決定されます。また、譲渡制限付株式の発行等に関する詳細は、当社取締役会において決定されます。
- ・譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の発行等に関する詳細に係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該株式を引き受ける執行役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定されます。

②譲渡制限付株式割当契約の主な内容

譲渡制限付株式の発行をするにあたり、当社と当社の執行役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結します。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ・当社の執行役は、譲渡制限付株式の発行を受けた日から3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、その割当てを受けた譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ・一定の事由が生じた場合には、当該執行役が割当てを受けた譲渡制限付株式を、当社が無償で取得すること。
- ・当社の執行役が割当てを受けた譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が別途指定する金融商品取引業者に当社の執行役が開設する専用口座で管理されること。

4) 業績連動型報酬

短期業績連動報酬として、単年度業績と個人評価に基づき業績連動型報酬を支給します。

単年度業績の評価はグループ連結業績に基づき決定しますが、国内CLT担当執行役及びIVD担当執行役の業績連動型報酬については、連結グループ業績に加え、それぞれ国内CLTセグメント業績及びIVDセグメント業績も加味して評価しております。役位別の業績連動型報酬の内訳は以下のとおりです。

役位	業績評価項目			
	単年度業績（注1）			個人評価（注2）
	連結グループ業績	国内CLTセグメント業績	IVDセグメント業績	
代表執行役社長	100%	—	—	—
執行役 （国内CLT担当及びIVD担当執行役を除く）	80%	—	—	20%
国内CLT担当執行役	40%	60%	—	—
IVD担当執行役	40%	—	60%	—

- (注) 1. 業績評価項目のうち「単年度業績」につきましては、売上高の成長が現中期計画における優先課題であることから売上高の対前年度成長率を重視しつつ、株主利益に合致した経営を進める観点から当期純利益及び営業利益の目標に対する達成度も加味して、下記のとおり業績評価指標を設定しております。具体的な評価基準値の設定及び変更並びに業績連動報酬額の決定は報酬委員会において決議しております。
2. 業績評価項目のうち「個人評価」につきましては、代表執行役社長が各執行役の個人別の執務状況を総合的に評価して原案を作成したうえで、役位ごとの標準支給額の0～200%の変動幅の範囲内で報酬委員会が決定しております。

業績評価項目	業績評価指標	ウェイト	目標値	支給変動幅
連結グループ業績	連結売上高	70%	対前年度成長率	0%～200%
	連結当期純利益	30%	あらかじめ定められた絶対額	0%～上限なし
国内CLTセグメント業績	国内CLT売上高	70%	対前年度成長率	0%～200%
	国内CLT営業利益	30%	あらかじめ定められた絶対額	0%～上限なし
IVDセグメント業績	IVD売上高	70%	対前年度成長率	0%～200%
	IVD営業利益	30%	あらかじめ定められた絶対額	0%～上限なし

※売上高指標については、目標値を100%達成で標準額の100%支給とし、0～200%で変動いたします。当期純利益指標及び営業利益指標については、目標値を100%達成で標準額の100%支給とし、0%から上限を設けず変動いたします。

当連結会計年度に係る業績評価指標の目標値は2018年8月24日の報酬委員会にて決議しており、当該目標値と実績値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

業績評価項目	業績評価指標	目標値	実績値	達成率
連結グループ業績	連結売上高	178,806	181,415	101.5%
	連結当期純利益	10,930	6,386	58.4%
国内CLTセグメント業績	国内CLT売上高	106,403	109,077	102.5%
	国内CLT営業利益	9,200	4,680	50.9%
IVDセグメント業績	IVD売上高	48,423	48,851	100.9%
	IVD営業利益	9,527	10,076	105.8%

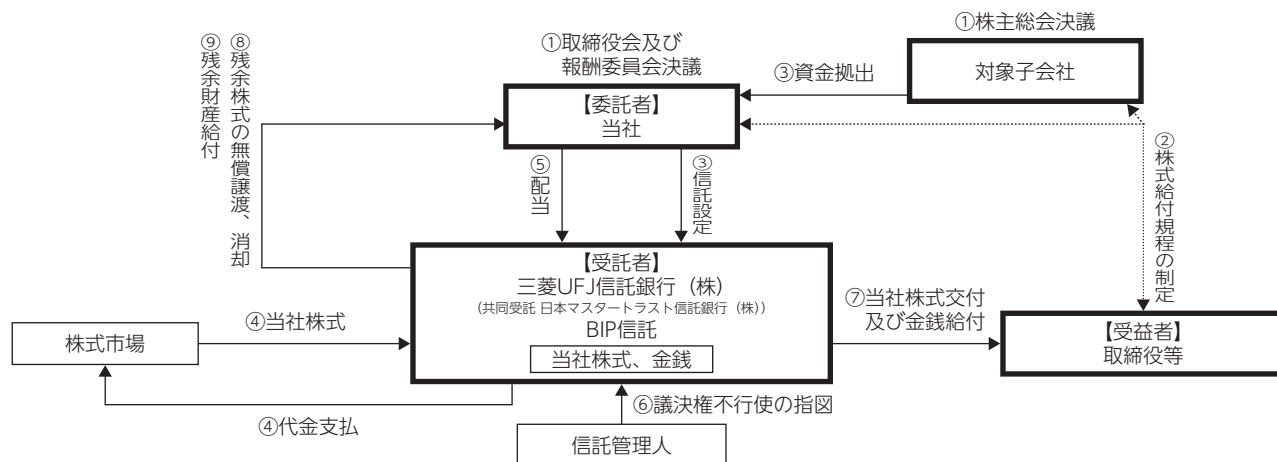
※連結グループ業績の売上高の目標値（前年度実績）については、前連結会計年度中に連結除外されたMLSの業績を除外しております。

5) 信託型株式報酬

当社の執行役の報酬を当社の中期計画における目標値に対する達成度に連動させることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、信託型株式報酬を支給します。

①信託型株式報酬制度の概要

信託型株式報酬は、欧米における業績連動型の株式報酬（Performance Share）と同様に、役位や業績目標値に対する達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付又は給付する制度です。



- ①当社は、取締役会及び報酬委員会において信託型株式報酬制度の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ております。
- ②当社は、信託型株式報酬制度の導入に関して、報酬委員会において役員報酬に係る「株式給付規程」を制定しております。
- ③当社は、報酬委員会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、各対象子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する各対象会社の取締役等（当社の執行役を含む。以下同じ。）を受益者とする信託（本信託）を設定しております。
- ④本信託の受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得しております。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとしします。
- ⑦信託期間中、役位や業績目標値に対する達成度等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、付与されたポイントに応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付及び給付されます。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

②交付等が行われる株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む）

原則として、信託期間中の毎年6月1日に、当社の執行役に対して、同年3月末で終了する事業年度に係る一定のポイントが付与されます。ポイントは、各連結会計年度の中期計画における連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度並びに役位に基づき決定され、対象期間終了後の7月頃（初回は2020年7月頃）に、3年間の累計ポイント数に基づき当社株式等の交付等の基礎となる株式数（算定基礎株式数）が決定されます。1ポイント当たりの当社株式は1株とします。

③1年あたりの付与ポイント

1年あたりの付与ポイントの算定方法は以下のとおりです。

<算定式>

付与ポイント（1年あたり）＝標準ポイント（注1）×業績連動係数

業績連動係数＝連結売上高付与割合（注2）×0.7＋連結営業利益付与割合（注2）×0.3

※当社が現中期計画において目指すべき目標は、「売上高の成長」及び「売上成長がもたらす既存事業の利益拡大」であり、かかる目標の達成度合いを示す指標として、連結売上高及び連結営業利益を採用しております。また、昨今の事業環境及び当社グループの置かれた状況をふまえ、現中期計画の期間は売上成長への取り組みにより注力すべき期間と位置付けていることから、上記に定める業績連動係数を設定しております。

(注) 1. 標準ポイントは、役位別に定められた信託型株式標準報酬額を、信託型株式報酬制度の詳細を決議した2017年7月21日の報酬委員会の前日終値である5,010円で除すことにより算出しております。

2. 予め定められた信託型株式報酬に係る株式給付規程に基づき、各連結会計年度の連結グループ実績値を中期計画における各連結会計年度の連結目標値で除すことにより算定した達成率に応じて付与割合が決定されます。

中期計画年度における各連結会計年度の連結売上高付与割合及び連結営業利益付与割合は、以下のとおりです。

<連結売上高付与割合>

中期計画年度	連結売上高達成率	連結売上高付与割合 (%)
2017年度 2018年度 (当連結会計年度)	90%未満	0%
	90%以上106.7%未満	15×連結売上高達成率-1,350
	106.7%以上	250%
2019年度	90%未満	0%
	90%以上102.5%未満	20×連結売上高達成率-1,800
	102.5%以上	250%

※連結売上高達成率（%単位で小数点第2位切捨て）＝各年度の連結売上高実績値÷各年度の中期計画の連結売上高計画値
<連結営業利益付与割合>

中期計画年度	連結営業利益達成率	連結営業利益付与割合 (%)
2017年度 2018年度 (当連結会計年度)	80%未満	0%
	80%以上130%未満	5×連結営業利益達成率-400
	130%以上	250%
2019年度		

※連結営業利益達成率（%単位で小数点第2位切捨て）＝各年度の連結営業利益実績値÷各年度の中期計画の連結営業利益計画値

当連結会計年度に係る業績評価指標の目標値は2017年11月28日の報酬委員会にて決議しており、当該目標値と実績値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

業績評価指標	目標値	実績値	達成率
連 結 売 上 高	195,960	181,415	92.6%
連 結 営 業 利 益	24,292	14,648	60.3%

※目標値については、中期計画の単年度目標値を前提とし、前連結会計年度中に連結除外されたMLSの影響を除外しております。

④株式交付・金銭給付条件

当社の執行役が下記に定める各条件（以下、「株式交付条件」という。）に該当した場合に、株式給付規程に定める受益権確定日において、当社の株式及びその売却代金の交付及び給付を受ける権利が確定します。

	株式交付条件
1	対象期間中、継続して、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役、並びに、当社の国内子会社の取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象役員」という。）のいずれかの地位に在任している場合
2	対象期間中に、任期満了、定年その他の正当な理由により、対象役員のいずれの地位をも退任した場合
3	対象期間中に、死亡した場合
4	対象期間中に、非居住者となる場合
5	本制度廃止時に、対象役員のいずれかの地位に在任している場合

ただし、当社の執行役が受益権確定日より前に、下記のいずれかに該当する場合、又はそれに準ずる場合は、信託型株式報酬制度に基づく当社株式及びその売却代金の交付及び給付は行なわれません。

	内 容
1	執行役としての職務の重大な違反、又は社内規程の重大な違反があった場合
2	会社の意思に反して対象役員のいずれの地位をも自己都合その他正当な理由によらずに退任した場合（ただし、傷病等のやむを得ない事情の場合は除く。）
3	執行役の解任事由に相当する行為を原因として解任された場合
4	当社の許可なく同業他社に就職した場合

b. 役員報酬等の内容

当事業年度に係る役員報酬等の内容は以下のとおりです。

ア. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）					対象となる 役員の員数 (人)
		非業績連動報酬		短期 業績連動報酬	中長期 業績連動報酬	ストック オプション	
		金銭	株式	金銭	株式		
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 報酬	信託型 株式報酬		
執 行 役	265	164	16	52	31	0	7
取 締 役 (うち社外役員)	100 (64)	98 (64)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	1 (－)	7 (6)

- (注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給しておりません。
2. 上記の他、執行役2名は、子会社である事業会社の役員を兼務しており、当該事業会社より別途85百万円の役員報酬が支払われております。
3. 2017年5月11日開催の取締役会及び報酬委員会において、株式報酬制度を導入しており、当社の執行役については従来のストックオプション制度を廃止することを決議しております。上記の表中の金額は、2015年に発行済みの第12回ストックオプションに関して、当事業年度に費用計上したものであります。
4. 2018年11月20日に信託型株式報酬に係る信託契約を締結しており、当事業年度より費用計上をしております。なお、上記の表中の金額には、前事業年度に係る信託型株式報酬の費用計上額が26百万円含まれております。

イ. 報酬等の総額が1億円以上ある者の報酬等の総額等

氏 名 (役員区分)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額（百万円）				
		非業績連動報酬		短期 業績連動報酬	中長期 業績連動報酬	ストック オプション
		金銭	株式	金銭	株式	
		基本報酬	譲渡制限付株 式報酬	業績連動型 報酬	信託型 株式報酬	
竹 内 成 和 (代 表 執 行 役)	106	58	7	20	19	－

- (注) 2018年11月20日に信託型株式報酬に係る信託契約を締結しており、当事業年度より費用計上をしております。なお、上記の表中の金額には、前事業年度に係る信託型株式報酬の費用計上額が16百万円含まれております。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者について

当社は、会社法上の指名委員会等設置会社であるため、会社法に基づく機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を設置しております。

ア. 報酬委員会の権限の内容及び裁量の範囲

報酬委員会は、法令並びに当社の定款及び関連規程に基づき、当社の執行役及び取締役の報酬等の額を決定しております。

イ. 当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における、報酬委員会の活動内容

報酬委員会は、当事業年度において、およそ2か月に一度の頻度で開催されました。

2018年6月22日に、報酬委員会は、みらかグループ役員報酬規程及び個人別の基本報酬の額を全会一致で決議しております。

次に、譲渡制限付株式報酬について、2018年7月20日に、みらかグループ役員報酬規程に基づき、個人別の付与額及び割当株式数を全会一致で決議しております。

また、信託型株式報酬については、みらかグループ役員報酬規程及び業績達成指標における達成率に基づき、前事業年度業績に係る個人別の付与ポイントについては2018年11月30日に全会一致で決議しております。

業績連動型報酬については、2019年5月14日に、みらかグループ役員報酬規程及び業績達成指標における達成率に基づき、個人別の支給額を全会一致で決議しております。

なお、各報酬委員会の決議は特別利害関係者を除いて行っております。

(4) 社外役員の主な活動状況

①取締役会及び各委員会への出席状況（出席回数／当事業年度中の開催回数）

区 分	氏 名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
取 締 役	青 山 繁 弘	9/10	4/5	—	—
取 締 役	天 野 太 道	13/13	—	18/18	—
取 締 役	石 黒 美 幸	13/13	—	17/18	7/7
取 締 役	伊 藤 良 二	13/13	6/6	—	7/7
取 締 役	山 内 進	13/13	—	18/18	—

(注) 青山繁弘氏は、2018年6月22日付で取締役及び指名委員会委員に就任したため、就任以降の出席状況となります。

②当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	青 山 繁 弘	取締役会において、企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、指名委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	天 野 太 道	監査委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会においては、会計の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
取 締 役	石 黒 美 幸	報酬委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会において、企業法務に精通した法律家としての視点より、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 良 二	指名委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会においては、経営コンサルタント・事業会社経営者としての豊富な経験の中で培われた見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、報酬委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	山 内 進	取締役会において、一橋大学長としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	114百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	114百万円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Miraca America, Inc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査委員会が選定した監査委員は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「医療における新しい価値の創造を通じて、人々の健康に貢献する。」を企業理念に掲げ、「目指す姿」及び「価値観・行動様式」のもと、経営効率を高めていくとともに、企業活動が社内外の広範なステークホルダーとの連携と調和によって成り立っていることを強く自覚し、経営における透明性の向上と迅速かつ適正な意思決定につがるコーポレート・ガバナンスの確立に努めます。

(2) 会社の機関の内容、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題として認識しており、経営における透明性の向上と迅速かつ適正な意思決定につながる経営機構の確立に努めております。

そのため、当社は、2005年6月27日より委員会設置会社（現・指名委員会等設置会社）に、同年7月1日よりグループを統轄する純粋持株会社に移行しております。

①会社の機関

監督と執行の明確な分離と事業を迅速に運用できる執行体制の確立並びにグループ会社統治の高度化を目的として指名委員会等設置会社の経営形態を採用し、法令に基づき、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置しております。

取締役会は、各委員会からの報告、執行役からの業務執行状況及び経営目標の達成状況の報告を受け、タイムリーな経営情報の把握／監督が行われております。また、取締役7名のうち5名を社外取締役とし、各分野の有識者を招聘しております。

1) 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月27日開催の第56回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

2) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

3) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

4) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議により定めることを可能とする旨及び同条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によって定めない旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策及び利益還元を行うことを目的とするものであります。

5) 取締役及び執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

②業務の適正を確保するための体制の概要

当社は下記の基本方針に基づき、業務の適正を確保しております。

1) 企業理念・目指す姿と価値観・行動様式

<企業理念>

医療における新しい価値の創造を通じて、人々の健康に貢献する。

<目指す姿>

革新的な検査技術とサービスを生み出し、医療の信頼性向上と発展に貢献する。

<価値観・行動様式>

[顧客本位]

- ・医療、健康ニーズに応え、お客様の期待を超える

[誠実と信頼]

- ・実直、堅実で透明性の高い活動をする
- ・組織の垣根を越えて、オープン、建設的にコミュニケーションをとる
- ・全てのステークホルダーからの信頼を向上させる

[新しい価値の創造]

- ・世界初、オンリーワンの価値創造を目指し、リスクをとって変革に挑戦する
- ・グローバルな視点で考え、行動する
- ・主体的に取り組み、成果とスピード・効率にこだわりやり遂げる

[相互の尊重]

- ・多様な価値観、経験、専門性とチームワークを尊重する
- ・挑戦や成功を称えあう
- ・自ら成長し、メンバー育成を支援する

2) 行動指針

当社は、企業グループとして、また、当社で働く全ての役員及び社員が守るべき規範を役員・社員が日々の活動の中で具体化できるよう、みらかグループ企業行動指針を定め、役員・社員が日々の企業活動の中で実践するよう努めます。

3) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設け、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人とする。

4) 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ・監査委員会事務局の使用人は、監査委員の指示に従い行動するものとする。

- ・ 監査委員会事務局の使用人の任免、人事考課・異動等の処遇及び予算配分等については、あらかじめ監査委員会に説明し、事前承認を得るものとする。
- 5) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- 監査委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、法令に定める事項のほか、主に以下の事項の報告を求めることができる。
- イ) 当社グループの内部統制に関わる部門の活動概要
 - ロ) 当社グループの重要な会計方針・会計基準及びその変更
 - ハ) 重要開示書類の内容
 - 二) その他、当社社内規程に規定された報告事項
- 6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査委員は、以下の各号に定める権限を有する。
 - イ) 他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求める権限
 - ロ) 当社の業務及び財産の状況を調査する権限
 - ハ) 監査委員会の権限を行使するため、必要に応じて、当社の子会社もしくは連結子会社に対して事業の報告を求め、又は当社の子会社もしくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査する権限
 - 二) その他、法令の範囲で、監査に関し監査委員会が必要と認める権限
 - ・ 監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席する取締役、執行役及び使用人は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。
 - ・ 監査委員会の指名した監査委員は、必要に応じて、グループ会社も含めた会社の重要な会議に出席できる。
- 7) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社・関連会社管理規程及び子会社役員の責任及び権限についての取り決めに基づき、子会社の運営・管理を実施し、子会社の業務の適正を確保する。
 - ・ 以下の内容を骨子とした管理体制を構築し、企業集団における業務の適正を確保する。
 - イ) 当社及び主要事業子会社を対象範囲とする。ロ) 業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守を目的とする。
 - ハ) リスク管理規程に基づき、企業集団のリスクマネジメントを推進する。
 - 二) 主要業務プロセスのフローチャートを事業子会社も含め策定し、業務の標準化を図るとともに、適切なリスク対応を実施する。
 - ホ) 内部監査部門による内部統制システムの監査を実施する。
 - ・ 定期的に各グループ会社における内部統制部門間での報告及び意見交換を行い、また、監査委員会とグループ会社の監査役との連携強化を図る目的で、定期的な監査連絡会を開催する。

8) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、職務執行文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。

9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理システムを構築し、これをリスク管理委員会が推進することにより損失の危険を管理する。

10) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・各執行役は、執行役職務分掌規程に基づき職務を遂行する。
- ・各執行役は、執行役会規程に基づき執行役会において、必要な協議及び報告を行う。

11) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・みらかグループ企業行動指針により、企業の構成員として守るべき規範を明示するとともに、みらか企業行動委員会は企業行動委員会運営規程に基づき、執行役及び使用人の職務の執行が法令、定款及びみらかグループ企業行動指針に適合するために必要な施策を実施する。
- ・みらか企業行動委員会は、企業内の違法行為等を早期に発見し、対応するために内部通報体制を整備し運営する。
- ・内部監査部門は、内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

③業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1) 監査委員会による監査に関する事項

- ・監査委員会は委員3名、事務局員1名で構成され、各委員は執行役会、リスク管理委員会等の主要会議に出席あるいは会議内容を確認するとともに、内部監査部門及び子会社監査役との定期的な連絡会を実施し、必要に応じ直接業務の執行状況を監査しており、その活動結果は定期的に取締役会に報告されております。また、監査委員会は会計監査人から、期初の監査計画、期中の監査の状況、期末監査の結果等について説明、報告を求めるなど、定期的な意見交換を行っております。

2) 企業集団における業務の適正の確保に関する事項

- ・「執行役職務分掌規程」、「子会社・関連会社管理規程」、「子会社役員の責任及び権限についての取り決め」その他の社内規程に基づき、グループにおける業務の適正を確保するための管理を行っております。
- ・内部監査部門による内部統制システムの評価を実施しております。また、定期的に各グループ会社の内部統制部門間での報告及び意見交換を行っております。

3) 損失の危険の管理に関する事項

- ・「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」に基づき、定期的にリスク管理委員会を開催しております。その上で、当社及び主要子会社におけるリスクの評価結果並びに重要リスクへの対応方針を取締役会に報告しております。

4) コンプライアンスに関する事項

- ・内部監査部門（13名）は、経営及び業務の適法性、的確性及び効率性を確保すべく、当社及び主要子会社の内部監査を行うとともに、内部統制の独立的評価を定期的に行っており、その結果及びその後のフォローアップ状況について取締役会及び監査委員会へ報告が行われております。
- ・「みらかグループ企業行動指針」に基づき、企業行動委員会を定期的に開催しております。
- ・内部通報に係る体制整備の一環として、内部通報窓口である「みらかグループホットライン」を設置し、その運営状況を監査委員会と共有しております。また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止のルールを周知しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則（2006年法務省令第12号）第118条第3号にいう、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社取締役会は、当社株式の買付提案等を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであり、当社株主のみなさまが適切な判断を行うためには、当社株式の買付け等が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、当社株主のみなさまに十分な情報が提供される必要があると考えます。

そして、対価の妥当性等の諸条件、買付けが当社グループの経営に与える影響、買付者による当社グループの経営方針や事業計画の内容等について当社株主のみなさまに十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付け等の提案の中には、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れをもたらすものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

当社は、2007年5月23日に開催された当社取締役会において、以上の内容を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とすることを決定いたしました。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期経営計画の着実な実行、積極的な株主還元、及びコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じて、企業価値・株主共同の利益の向上に取組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、上記Iの基本方針の実現に資するものと考えています。なお、以下に掲げる取組みは、その内容から、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことは、明らかであると考えています。

1. 中期経営計画の実行を通じた企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

臨床検査業界は、先進国における医療費抑制と経済成長の減速に伴い成長が鈍化しておりますが、一方で、高齢化の進展、開業医市場の拡大、新興国の成長、先進医療技術の向上や情報処理技術の進展など新たな成長の機会があり、事業環境の様相は刻々と変化しております。

このような状況の中、当社グループは、将来の飛躍的な成長に資する施策を優先的に検討したうえで、各事業の成長戦略および地域戦略を抜本的に転換しました。

かかる戦略の第一段階として、当社は、2020年3月期を最終年度とする中期計画（以下、「本中期計画」）を策定いたしました。本中期計画においては、競争力強化のための基盤構築と構造改革を重点的に進めるとともに、これと並行して短期的な成長を実現するために有効な施策を逐次投入してまいります。本中期計画の概要は、「1. 企業集団の現況に関する事項 （4）対処すべき課題」に記載のとおりです。

2. 積極的な株主還元を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では、将来の経営環境の変化とM&A・研究開発など将来の成長機会への投資に備え、必要な内部留保を充実させながら、配当を中心に株主のみなさまに積極的な利益還元を図っていくことを目標としています。

3. コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では2005年6月より委員会設置会社（現・指名委員会等設置会社）に移行し、監督と執行を明確に分離し、業務執行を迅速に展開できる執行体制を確立しております。コーポレート・ガバナンス体制の観点からは、取締役7名のうち5名を独立性の高い社外取締役とし、法令に従って監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置してさらなる経営の透明性確保、公正性の向上を目指した取組みを継続しています。インセンティブ・報酬の観点からは、企業価値・株主共同の利益を向上させることを最重要課題と位置付け、執行役に対する業績連動型報酬制度を導入するとともに、業績との連関が高くない退職慰労金制度を廃止し、また株主のみなさまと執行役その他従業員の利益を共有化する目的から株式報酬制度を導入しております。これら執行役・取締役に対する報酬は有価証券報告書、事業報告にて開示しております。その他、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けた施策として、株主のみなさまが適切な議決権行使をしていただく時間を確保する目的から招集通知を株主総会の3週間以上前に発送するとともに、株主総会集中日を回避するなど、さまざまな施策を実施しています。また、これら適切なガバナンス体制の維持・強化の重要性から、内部統制システムの基本方針を定め、監査委員会による監査体制の強化、子会社・関連会社を含めた管理規程の整備を進め企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築するなど、さらなる整備強化を進めております。

Ⅲ. 上記の取組みが上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記の取組みは、当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上に必要な内部留保の確保と株主のみなさまへの利益還元の適正な配分を図り、また、適切なコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化を図るものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであります。したがって、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	89,649	流 動 負 債	51,242
現 金 及 び 預 金	33,699	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	10,396
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	34,145	電 子 記 録 債 務	1,278
リ ー ス 投 資 資 産	737	短 期 借 入 金	10,000
商 品 及 び 製 品	5,302	1年内返済予定の長期借入金	6,477
仕 掛 品	5,429	リ ー ス 債 務	816
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,212	未 払 金	7,880
そ の 他	5,250	未 払 法 人 税 等	1,066
貸 倒 引 当 金	△128	賞 与 引 当 金	6,054
		そ の 他	7,272
固 定 資 産	111,505	固 定 負 債	37,018
有 形 固 定 資 産	54,753	社 債	15,000
建 物 及 び 構 築 物	16,714	長 期 借 入 金	15,398
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,159	リ ー ス 債 務	2,225
工 具 、 器 具 及 び 備 品	19,346	繰 延 税 金 負 債	85
土 地	11,008	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,284
リ ー ス 資 産	2,417	資 産 除 去 債 務	649
建 設 仮 勘 定	2,107	株 式 給 付 引 当 金	52
無 形 固 定 資 産	15,098	補 償 損 失 引 当 金	481
の れ ん	2,029	そ の 他	840
顧 客 関 連 無 形 資 産	1,105	負 債 合 計	88,261
ソ フ ト ウ エ ア	5,445	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	431	株 主 資 本	112,920
そ の 他	6,086	資 本 金	9,113
投資その他の資産	41,653	資 本 剰 余 金	24,835
投 資 有 価 証 券	14,598	利 益 剰 余 金	80,601
繰 延 税 金 資 産	14,251	自 己 株 式	△1,631
そ の 他	12,825	その他の包括利益累計額	△129
貸 倒 引 当 金	△22	その他有価証券評価差額金	345
繰 延 資 産	80	為 替 換 算 調 整 勘 定	△81
社 債 発 行 費	80	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△393
資 産 合 計	201,234	新 株 予 約 権	182
		純 資 産 合 計	112,973
		負 債 純 資 産 合 計	201,234

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		181,415
売上原価		119,462
売上総利益		61,952
販売費及び一般管理費		47,303
営業利益		14,648
営業外収益		
受取利息	88	
受取配当金	25	
保険配当金	38	
出資金運用益	376	
受取賃貸料	59	
営業外業務受託料	51	
その他	181	820
営業外費用		
支払利息	195	
賃貸費用	39	
持分法による投資損失	3,471	
その他	239	3,945
経常利益		11,524
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	237	
関係会社株式売却益	166	
新株予約権戻入益	24	
補償損失引当金戻入額	656	
退職給付制度改定	211	
その他	4	1,302
特別損失		
固定資産除却損	157	
投資有価証券評価損	273	
補償損失引当金繰入額	855	
その他	164	1,451
税金等調整前当期純利益		11,375
法人税、住民税及び事業税	1,590	
法人税等調整額	3,398	4,989
当期純利益		6,386
親会社株主に帰属する当期純利益		6,386

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,066	24,788	81,637	△1,235	114,257
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	17	17			34
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	30	30			60
剰 余 金 の 配 当			△7,422		△7,422
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,386		6,386
自 己 株 式 の 取 得				△395	△395
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	47	47	△1,035	△395	△1,336
当 期 末 残 高	9,113	24,835	80,601	△1,631	112,920

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	310	△756	△803	△1,248	217	113,225
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						34
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)						60
剰 余 金 の 配 当						△7,422
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						6,386
自 己 株 式 の 取 得						△395
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	34	674	410	1,118	△34	1,084
連結会計年度中の変動額合計	34	674	410	1,118	△34	△252
当 期 末 残 高	345	△81	△393	△129	182	112,973

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	32,164	流 動 負 債	39,111
現 金 及 び 預 金	27,155	短 期 借 入 金	10,000
売 掛 金	562	1年内返済予定の長期借入金	6,477
前 払 費 用	390	未 払 金	1,609
関係会社短期貸付金	555	未 払 費 用	199
未 収 入 金	3,404	未 払 法 人 税 等	46
そ の 他	95	預 り 金	20,390
固 定 資 産	84,826	前 受 収 益	6
有 形 固 定 資 産	562	賞 与 引 当 金	20
建 物	365	そ の 他	362
工具、器具及び備品	197	固 定 負 債	30,942
無 形 固 定 資 産	1,480	社 債	15,000
ソ フ ト ウ エ ア	1,335	長 期 借 入 金	15,398
そ の 他	145	株 式 給 付 引 当 金	52
投資その他の資産	82,783	補 償 損 失 引 当 金	481
投 資 有 価 証 券	1,176	そ の 他	9
関 係 会 社 株 式	58,983	負 債 合 計	70,053
出 資 金	1,105	(純資産の部)	
関 係 会 社 出 資 金	2,500	株 主 資 本	46,446
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,382	資 本 金	9,113
差 入 保 証 金	8,024	資 本 剰 余 金	24,835
繰 延 税 金 資 産	7,554	資 本 準 備 金	24,835
そ の 他	54	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
繰 延 資 産	80	利 益 剰 余 金	14,127
社 債 発 行 費	80	利 益 準 備 金	928
資 産 合 計	117,070	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,199
		別 途 積 立 金	13,250
		繰 越 利 益 剰 余 金	△50
		自 己 株 式	△1,631
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	388
		その他有価証券評価差額金	388
		新 株 予 約 権	182
		純 資 産 合 計	47,017
		負 債 純 資 産 合 計	117,070

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	3,380	
役 務 収 益	5,911	9,292
営 業 費 用		6,603
営 業 利 益		2,688
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	62	
受 取 賃 貸 料	418	
出 資 金 運 用 益	376	
そ の 他	36	892
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	139	
社 債 利 息	24	
賃 貸 費 用	353	
そ の 他	107	625
経 常 利 益		2,955
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	8	
新株予約権戻入益	24	
補償損失引当金戻入額	656	690
特 別 損 失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	273	
補償損失引当金繰入額	855	
そ の 他	3	1,132
税 引 前 当 期 純 利 益		2,513
法人税、住民税及び事業税	△1,832	
法 人 税 等 調 整 額	2,714	881
当 期 純 利 益		1,631

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	9,066	24,788	0	24,788	928	13,250	4,907	19,085	△1,235	51,704
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							832	832		832
遡及処理後当期首残高	9,066	24,788	0	24,788	928	13,250	5,740	19,918	△1,235	52,537
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	17	17		17						34
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	30	30		30						60
剰 余 金 の 配 当							△7,422	△7,422		△7,422
当 期 純 利 益							1,631	1,631		1,631
自 己 株 式 の 取 得									△395	△395
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	47	47	－	47	－	－	△5,790	△5,790	△395	△6,091
当 期 末 残 高	9,113	24,835	0	24,835	928	13,250	△50	14,127	△1,631	46,446

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	307	307	217	52,229
会計方針の変更による累積的影響額				832
遡及処理後当期首残高	307	307	217	53,062
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				34
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)				60
剰余金の配当				△7,422
当期純利益				1,631
自己株式の取得				△395
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	80	80	△34	45
事業年度中の変動額合計	80	80	△34	△6,045
当 期 末 残 高	388	388	182	47,017

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

みらかホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤 山 宏 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎 野 泰 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、みらかホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みらかホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

みらかホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤 山 宏 行 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎 野 泰 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、みらかホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第69期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

みらかホールディングス株式会社 監査委員会

監 査 委 員 天 野 太 道 ㊞
監 査 委 員 石 黒 美 幸 ㊞
監 査 委 員 山 内 進 ㊞

(注) 監査委員 天野太道、石黒美幸及び山内進は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

Handwriting practice area with 18 horizontal dashed lines.

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

(開催会場が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。)



東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館5階 「コンコード」



京王プラザホテル
本館5階 「コンコード」

●新宿駅西口より徒歩

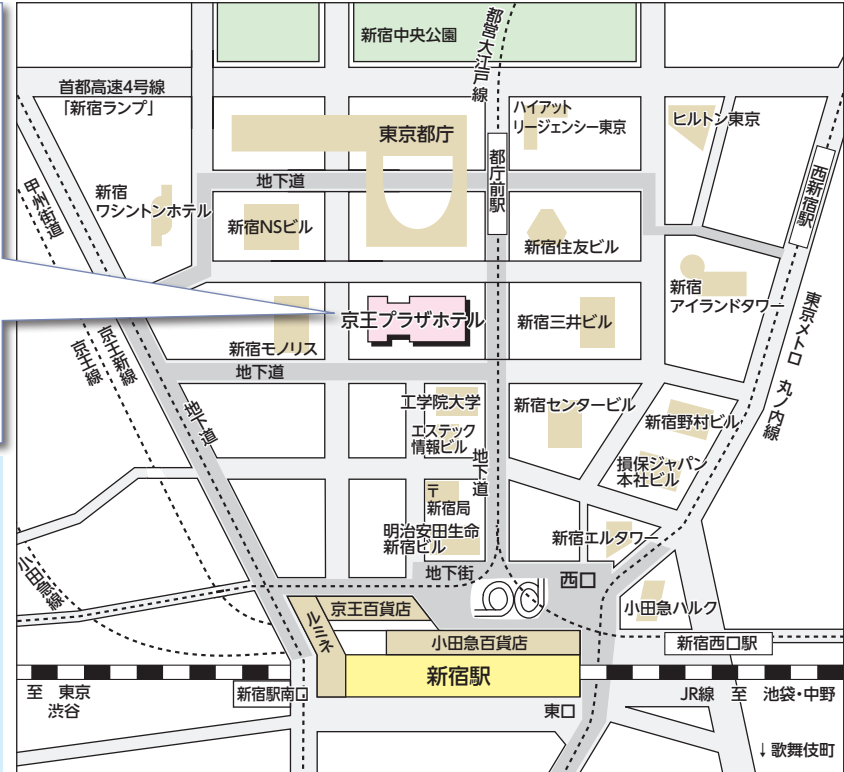
約5分 (JR・京王線・小田急線・地下鉄)

新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど
進み、地下道から出たすぐの左側の建物が京王プ
ラザホテルです。

●都営大江戸線都庁前駅より徒歩

地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上
がってすぐ右側です。



みらかホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。